

令和 2 年 No.4

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

教員候補者選考委員会の組織の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和 2 年 1 月 15 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年1月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和2年規程第3号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：教員候補者選考委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2節 選考委員会 (開設承認等) 第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により、教員人事会議の承認を得なければならない。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第19条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の分野主任 (3) 当該講座に所属する教授 1名 (4) 当該分野に所属する教授 <u>(当該分野から教育実践創成講座に移籍した教授を含む。)</u> 1名 (5) 当該学系に所属する教授（当該講座に所属する教授を除く。） 4名 2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教育高度支援センターにあつては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターに所属する教授 2名 (4) 当該センターの運営委員会委員（当該センターに所属する者を除く。）である教授 4名 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。	〔省略〕 第2節 選考委員会 (開設承認等) 第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき（この条において「開設」という。）は、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第7）及び公募要領（様式第2）により、教員人事会議の承認を得なければならない。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第19条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の分野主任 (3) 当該講座に所属する教授 1名 (4) 当該分野に所属する教授 1名 (5) 当該学系に所属する教授（当該講座に所属する教授を除く。） 4名 2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教育高度支援センターにあつては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターに所属する教授 2名 (4) 当該センターの運営委員会委員（当該センターに所属する者を除く。）である教授 4名 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

4 第1項第3号及び第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とすることができる。 5 第1項第4号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授（当該分野から教育実践創成講座に移籍した准教授を含む。以下、この項において同じ。）を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師（当該分野から教育実践創成講座に移籍した講師を含む。）をもって委員とすることができる。 6 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又はセンターに所属する教授をもって委員とすることができる。 7 第4項及び第5項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、センターにあっては、当該センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。 〔省略〕 様式第7 〔省略〕 教員候補者選考委員会開設申請書 〔省略〕 1～6 〔省略〕	4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又はセンターに所属する教授をもって委員とすることができる。 5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師をもって委員とすることができる。 6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系の教授を、センターにあっては、当該センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。 〔省略〕 様式第7 〔省略〕 教員候補者選考委員会開設申請書 〔省略〕 1～6 〔省略〕
---	---

7 委 員 構 成	(1) ○○○○学系長 (2) △△△△分野主任 (3) ○○○○講座 (4) △△△△分野 <u>(※教育実践創成講座の場合：△△学系○○○○講座××分野)</u> (5) □□□□講座, ××××講座, ××××講座, ××××講座
8 〔省略〕	
<u>注：7 (4)について、教育実践創成講座に移籍した者を委員とするときは、移籍する前の学系、講座及び分野を併記すること。</u> ○○○分野主任（又は○○○センター長） 氏名 印 ○○○教室主任 氏名 印 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年1月16日から施行し、令和2年1月1日から適用する。</u>	

7 委 員 構 成	(1) ○○○○学系長 (2) △△△△分野主任 (3) ○○○○講座 (4) △△△△分野 (5) □□□□講座, ××××講座, ××××講座, ××××講座
8 〔省略〕	
○○○分野主任（又は○○○センター長） 氏名 印 ○○○教室主任 氏名 印 〔省略〕	